

「食品添加物の表示制度」に対する要望

文責 鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 中村幹雄

2012年8月

2012年8月28日開催 緊急院内学習会「消費者が求める食品表示」にて発表した、『『食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年8月31日 内閣府令第45号）』の改正要望の一部（食品添加物の部分の案）』を紹介します。

「改正要望」の具体案

1. 添加物表示における一括名の原則廃止。ただし、内閣府令第11条「第一条第二項の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあっては、同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる」及び「別表第五」を削除する。併せて、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（消食表第377号、平成22年10月20日、消費者庁次長通知）の別紙4を削除する。但し、極めて一部の食品添加物（例えば、香料）に限って、一括名での表示を認める。

2. 簡略名の一部廃止。同通知（「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（消食表第377号、平成22年10月20日、消費者庁次長通知））の別紙1で示された簡略名の一部を削除または修正する。

①簡略名「加工デンプン」を認めず、個別の名称で表示させる。

②アミノ酸（例：DL-アラニン）の「DL」の省略を認めない。D体を含む旨表示させる。

③タール色素のアルミニウムレーキ（例：食用赤色2号アルミニウムレーキ）の「レーキ」の省略を認めない。また、同通知の別紙2で示されたリン酸塩の簡略名について、「ピロ」、「メタ」及び「ポリ」の省略を認めない。

3. 既存添加物の簡略名・類別名の一部削除と修正。同通知の別添1で示された既存添加物収品目リストについて

□ビタミンA効果を有しないカロチノイド（例 アナトー色素）については、「カロチノイド」、「カロテノイド」、「カロチノイド色素」、「カロテノイド色素」の使用を認めない。

□類別名「野菜色素」の範囲について、再整理する。併せて、基原・製法・本質と添加物（現在、第8版）の定義との齟齬を解消する。

4. 一般飲食物添加物の整理と公表。一般飲食物添加物については、同通知の別添3で、72品目が例示された。しかし、別添3に記載のない一般飲食物添加物については、「特定できる科学的に適切な名称をもって表示する」と同通知の「2 運用上の留意事項」の「(1) 食品に関わる表示について」の「□物質名表示関係」の「カ」で示された基準で運用されてきたので、実態は行政も把握できず、消費者には実態が全く分からない。

さらに、食薬区分で「医薬品的な効果効能を標ぼうしない限り医薬品と判断しない」（非医薬品）とされた化学物質（例 コエンザイムQ10）が32品目（平成23年6月23日）存在することから、消費者庁は実態を把握した上で、整理し公表していただきたい。

5. 監視と是正措置。新法の下でも、これまで実施されてきた臨検・収去や監視指導計画を引き続き実施していただきたい。また、確実な執行ができるように、消費者庁の手足（例えば、厚生労働省の国立医薬品食品衛生研究所）を確保していただくとともに、都道府県における保健所等の執行体制も整備していただきたい。

制度の具体的な検討を行う作業部会等を設置したときは、消費者側の委員も加えていただきたい。